

入札告示（液晶一体型及びノート型パソコンの借受）

札幌市告示第 2914 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 6 月 26 日

札幌市長 秋元 克弘



1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階
札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局
電話 011-211-2946 FAX 011-211-2948

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

液晶一体型及びノート型パソコンの借受

(2) 仕様等

入札説明書による

(3) 納入期限等

ア 借入期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

本調達は地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日に属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがあります。

イ 納入期限

令和 5 年 9 月 29 日

(4) 納入場所

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（住所は上記 1 と同じ）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当すると認められる者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されているものであること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 札幌市内に本店又は支店を有し、札幌市内で業務を実施することができること。

4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所のほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/nyuusatsu2023pc.html>

5 入札書の提出場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日

令和 5 年 7 月 10 日（月）

イ 時刻

午前 11 時

ウ 場所

札幌市建設局みどりの推進部中会議室（住所は上記 1 に同じ）

(2) 開札

入札終了後、直ちに上記 5（1）ウの場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

上記 5（1）の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（送付及び電送による提出は認めない。）。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例に定める休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成 要

(6) 詳細は入札説明書による。